

「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(案)」に対するご意見と県の考え方

意見募集期間：平成29年12月15日(金)から平成30年1月15日(月)までの間
 意見人数及び件数：4人、56件

岐阜県健康福祉部障害福祉課

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
1	p4 第1章 計画の策定にあたって 5 計画の推進 (2)計画の推進体制	計画の進捗状況等を「岐阜県障がい者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表にとりくみます。と記載されております。 評価結果の公表はどこ(例題：岐阜県HP等)で、過去の評価結果を講評しているのですか？ もし過去の評価結果を公表しておらず今後公表することを取り組むのであれば平成30年度から評価結果を公表ととらえてよいのか。	県では、計画の進捗状況等を毎年「岐阜県障害者施設推進協議会」に報告しており、議事概要及び資料を岐阜県ホームページにおいて公表しております。 掲載先は下記をご覧ください。トップ>子ども・医療・福祉・女性>障がい者>法令・計画等>岐阜県障害者施策推進協議会
2		第2期岐阜県障がい者総合支援プランを策定するにあたって県民アンケート・障害者団体等の意見を参考に計画書を策定したのであれば、アンケート結果や障害者団体の意見なども公表すべきではないのか？ そうでなければ策定した根拠の理由が疑われる。 国による厚生労働省の障害者福祉サービス等報酬改定検討チームでは障害者団体の意見を公表しており「見える化」となっているため。	県では、計画の策定にあたり、アンケート結果及び障がい者関係団体からの意見について、平成29年度第1回岐阜県障害者施策推進協議会に報告しており、その資料について岐阜県ホームページにおいて公表しております。 掲載先は下記をご覧ください。トップ>子ども・医療・福祉・女性>障がい者>法令・計画等>岐阜県障害者施策推進協議会
3	p24 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進	今後の取組として山形・神奈川県では「心のバリアフリー推進員」養成研修講座制度をして企業等の障害者の理解促進や受け入れの取組をしています。 岐阜県でも他県の先進事例として導入を検討されてはいかがでしょうか？	民間事業者への障がい者への理解促進に向けた取組として、本県では、岐阜県障がい者差別解消支援センターが、民間事業者を対象とした障がい者を理由とする差別の解消に関する啓発や出前講座を実施する取組を進め、障がい者への理解の促進を図っております。 また、岐阜県障がい者雇用企業支援センターが、職場適応援助者養成研修を実施し、企業内で働く障がい者に対し、適切な就労支援ができる人材の育成に取り組んでおります。
4	p26 p27 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進 (2)岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進 [今後の取組み]⑧⑩	幼児児童の相互理解を深めるために「交流及び共同学習」を充実と記載されているが、幼稚園・保育園・認定こども園については園が障がいのある児童を積極的に受け入れ促進をして健常児と一緒に学ばせることが大切と思われるのでこの文言を追加、若しくは「交流及び共同学習」とは少し意味合いが違ってくるので文言を修正した方がいい。	「今後の取組み」⑧については、ご指摘のとおり、「交流及び共同学習」は、幼稚園等には、そぐわない文言であるため、修正させていただきます。 「今後の取組み」⑩については、新幼稚園教育要領等でも引き続き求められているので今後も推進してまいります。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
5	p28 p29 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進 (3)障がい者の虐待防止、権利・利益の保護	厚生労働省社会保障審議会障害者部会第83回の資料によりますと「意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方について」の中で平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、市町村においては成年後見制度の促進に関する基本的な計画を定めると記載されております。よって「市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じるにあたっては平成29年4月以降において努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい」と文言を追加した方がよい。	ご意見を踏まえ、「今後の取組み」について、修正させていただきます。
6	p27 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進 (2)岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の推進 [今後の取組み]⑬	放課後児童クラブにおいては障害のある子供の受け入れを促進することも大切ですが、「放課後等ディサービスガイドライン」によると、放課後児童クラブとの連携と放課後等ディサービスが連携するよう記されております。県として「放課後等ディサービスガイドライン」遵守を指導するのであれば、「放課後等ディサービスと放課後児童クラブの連携構築をしていく」と一文を追加した方がよいのではないかと。	放課後児童クラブにおける放課後等ディサービスとの連携については、p27⑬「障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流を推進します」の取組の中で、地域事情等に応じて進めることとしております。 放課後等ディサービス側においては、P124に記載しております放課後等ディサービス事業所の質の向上を図るための取組に「関係団体・事業所との連携促進」を加え、この中で、放課後児童クラブとの連携を図ってまいります。
7	p28 p29 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進 (3)障がい者の虐待防止、権利・利益の保護	厚生労働省社会保障審議会障害者部会第83回の資料によりますと「都道府県は意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること」と記載されています。 よって同様の文言を岐阜県計画書にも追加記載したほうがよいと思われる。	意思決定支援については、相談支援専門員の資質の向上が不可欠であることから、相談支援従事者に対する研修の在り方や内容について検討する(第4章「4 身近な相談支援体制の確立」)中で、取り組むことといたします。 ご意見を踏まえ記載を追加させていただきます。
8	p33 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 3 福祉のまちづくりの推進 (1)ひとにやさしいまちづくりの推進	市町村の公立学校では段差解消などのバリアフリー化が予算不足で進まず、肢体不自由生徒が物理的事情で公立学校に通えない事案がある。 また災害があった時に学校は災害拠点となるために高齢者等に対してもバリアフリー化は必要な場所である。 内閣府作成の障害者基本計画(第4次)にも「学校施設のバリアフリー化～取組などを推進する」と記述されています。国の方針なので県としても勘案しなければいけませんから、今後の取組に「公立学校のバリアフリー化をすすめていく」と文言を追加したほうがよいのではないかと。	文部科学省は、学校施設におけるバリアフリー化の推進について、通知の発出、指針や事例集の作成など、あらゆる方面から学校設置者における取組を促しております。 予算措置については、国庫補助事業「学校施設環境改善交付金」により障害児等対策施設整備工事を優先項目として、原則1/3を交付しております。 県としては、国からの通知、補助制度等を周知することにより、バリアフリー化を促しております。 ご意見を踏まえ記載を追加させていただきます。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
9	p38 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 4 身近な相談支援体制の確立 (2)専門性の高い相談 支援事業の実施	「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめによりまずと指導的役割を担う「主任相談支援専門員(仮称)」について都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に努めるべきと記載されているので、「主任相談支援専門員(仮称)」の人材育成に関するビジョンを策定すると追加明記した方がよいのではないかと。圏域ごとに特別アドバイザーやサポーターを派遣しても主任相談支援専門員(仮称)等質の高い相談支援員を育成しなければ県内市町村各地に「基幹相談支援センター設置」は難しいのではないかと。	本県では、障害福祉人材育成ビジョン(平成29～31年度)を定めており、主任相談支援専門員(仮称)を見据えた研修体制の必要性を課題として捉えております。本プランにおいても、基幹相談支援センターの設置及び機能強化を推進するために、主任相談支援専門員(仮称)を含めた地域のネットワークづくりをリードできる人材を養成できるよう、相談支援従事者研修を充実していくこととします。ご意見を踏まえ記載を修正させていただきます。
10	p37 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 4 身近な相談支援体制の確立	「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめによりまずと親亡き後や障がい者の高齢化を考慮して相談支援専門員と介護支援専門員の両方の資格を有する者や地域包括支援センター等との連携した相談窓口の一元化(福祉総合相談センター)も視野に入れてと明記されているので、岐阜県だけでなく県下市町村に広げていくために「親亡き後や障がい者の高齢化を考慮して市町村にワンストップ窓口の設置を促していく」と文言を追加した方がよいのではないかと。	相談支援専門員と介護支援専門員の連携やワンストップ窓口の設置については、来年度からの3年間を計画期間とする本プランにおいては明確な方針を記載するには至りませんが、今後、国の施策の動向を見据えながら、検討してまいります。
11	p37 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 4 身近な相談支援体制の確立	「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにて相談支援専門員の一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定するとともに相談支援の質の確保に当たっては必要と記載されている。 そして平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性についても相談支援専門員の1人あたりの担当件数の設定が明記されている。 よって相談支援専門員の育成をしなければならないが、事業所の声としては報酬が低く相談支援専門員が育成しづらいと声がある。相談支援専門員の育成の明記とともに、県で相談支援専門員に対して補助金をだすことはできないか？	相談支援専門員の育成については、相談支援従事者研修を充実させることで推進する旨を記載しているところです。現在のところ、相談支援専門員の育成に当たり、補助金制度を設ける予定はございませんが、相談支援事業者のネットワーク化を推進し、県や市町村等を交えて意見交換や情報共有をできるようにすることで、地域の相談支援体制の強化を図ってまいります。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
12	<p>p55- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備</p>	<p>教育再生実行会議では第九次提言が発表され、その内容の中に「特別支援学校等の施設等の環境整備」にて”特別支援学校などの教室不足などの問題に対応するため、各都道府県における潜在的なニーズを含め、受け入れが想定される児童生徒数の的確な把握や教室不足の解消のための計画の策定・更新を促進するとあります。</p> <p>岐阜県の特別支援学校の整備スケジュールを見ますと、各特別支援学校の教室不足の現状公表や解消のための各学校単位での計画の策定をしていないようにおもわれます。</p> <p>p56のグラフの通り特別な支援を必要とする児童生徒数は多くなってきています。それに対して受け入れが想定される児童生徒数の的確な把握をして教室不足解消のために書く特別支援学校の教室不足の現状公表と対策を講じた計画書を策定するべきではないですか？</p> <p>同様の記述が内閣府作成 障害者基本計画(第4次)にも特別支援学校の教室不足解消に向けた取組みなどを推進すると記述されております。</p>	<p>障がいのある子どもたちが地域で学べるよう、子どもかがやきプランに基づき、計画的に特別支援学校の整備を進め、今年度開校した岐阜清流高等特別支援学校で、県立特別支援学校を20校とし、児童生徒の増加やニーズに応じた学習環境整備をしてきました。今後は、新子どもかがやきプランに基づき整備を進めてまいります。</p> <p>教室不足状況については、これまで文科省調査が実施されていましたが、今年度より廃止となりました。今後は、県として教室不足状況を把握しながら、各地域の状況に応じて特別支援学校の学習環境を整備してまいります。</p>
13	<p>p55- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備</p>	<p>内閣府の障害者基本計画(第4次)(案)の内容を確認したら、「いじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見等の適切な措置を講じる～記載されています。</p> <p>県の障がい者総合支援プランには障がいのある児童生徒のいじめ防止に関することが記述されておりませんので、この部分に関して追加記載すべきだと思います。</p>	<p>県では国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌して策定した「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」の別添2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」において、障がいのある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うよう明記し、県内の学校に周知するとともに岐阜県ホームページにおいて公開しております。</p> <p>ご意見を踏まえ記載を追加させていただきます。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
14	<p>p57 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備 [今後の取組み]⑥</p>	<p>(修正箇所) 児童生徒の就学先については、各市町村において総合的な観点から決定することができるよう～ →児童生徒の就学先については、障害のある児童生徒の就学先の決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とする。 (理由) ①障害者差別解消法によりますと 教育において不当な差別的扱いで「本人若しくは保護者が地域の小中学校への就学を希望しているのに、認めないこと」に該当するとなっております。岐阜県の同内容の記載では教育委員会の目線ということになり、不当な差別的扱いを助長していることになり岐阜県自らが障がい児を差別と偏見していることになりませんか？ ②内閣府作成の障害者基本計画(第4次)では同内容について修正後のような文言が記載されているため、国の計画書なので県としても勘案しなければならない。</p>	<p>現在も、各市町村において、就学先の決定については、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、教育支援委員会等で、障がいの状態や専門家の意見、本人・保護者の意見等を総合的に判断し、その後本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、合意形成を図り、最終的に市町村が決定を行っております。 これからも、適切な就学先決定が行われるよう、市町村に対して支援を行ってまいります。 ご意見を踏まえ記載を修正させていただきます。</p>
15	<p>p55- 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備</p>	<p>厚生労働省資料「今後の障がい児支援の在り方について」(報告書)の中で、障がい児の情報を一元管理してライフステージに沿って情報を積み重ね、スムーズに情報のやりとりが行える手段として「サポートファイル(仮)」があります。県下市町村でも「サポートファイル(仮)」を導入して取り組んでいる自治体は多く、内閣府の障害者基本計画(第4次)(案)でも障がい者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため～とあるので、「サポートファイル(仮)」の活用・共有については追加で記載すべきだと思います。</p>	<p>就学前から高等学校卒業まで、支援を途切れないようにするため、支援を要する児童生徒に対して、各学校で「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成しております。特別支援学級に在籍する児童生徒については100%、通級指導教室に通う児童生徒については97%の作成率となっております。 今後は、通常の学級に在籍する支援を要する児童生徒の切れ目のない支援がなされるよう、保護者への理解・啓発も含め、周知・徹底してまいります。 ご意見を踏まえ記載を修正させていただきます。</p>
16	<p>p55- 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備</p>	<p>内閣府の障害者基本計画(第4次)(案)の内容によりますと、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築する～と記載されています。各学校の特別支援教育を充実する取り組みとして「校内委員会」があります。よって内閣府の障害者基本計画のような記述を追加すべきだと思います。</p>	<p>岐阜県の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校では、全ての学校に、特別支援教育コーディネーターが指名されており、また、全ての学校において校内委員会が設置されております。 今後も、校内委員会が、充実した機能を果たすよう、コーディネーター研修会等において、啓発してまいります。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
17	p56 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備 [現状と課題]○障がいのある～	資料(今後の障がい児支援の在り方について(報告書))によりますと、障がい児支援の基本は縦横連携であり、ライフステージごとに応じた切れ目のない支援の推進(縦の関係)と保健、医療、福祉、保育、教育、就労等とも連携した地域支援体制の確立(横の関係)があります。特別支援学校を核とした地域ネットワーク作りもそうですが、障がい児支援の基本である「縦横連携」に関連した文面を追加すべきだと思います。	県や圏域、市町村において、現在も医療・福祉・労働等と連携を図るための会議を、それぞれ開催しております。 今後も、より一層連携を図りながら、地域支援体制の確立を推進してまいります。 ご意見を踏まえ記載を修正させていただきます。
18	p58 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備 [今後の取組み]⑨	p58の⑨に「卒業後のフォローアップ体制の整備を図ります」と記載されております。資料名(第九次提言)にも「学校卒業後の継続的な学習・訓練機会の充実」で学校卒業後も居住地域において継続的に学習し、社会教育や職業訓練など学校外での利用しやすい学習・訓練等の機会を充実すると記載されております。岐阜県においてはこの点について具体的に今後どのような取組をされていくのか教えてください。	特別支援学校高等部の卒業後のフォローアップは、障がい者就業・生活支援センター等と連携しながら行っておりますが、高等特別支援学校においては、企業と学校をつなぐ就労支援コーディネーターや実習、雇用先を巡回指導する進路専任職員を配置して就労支援の強化を図ってまいります。
19	p55- 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))によりますと「障害の有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられる」とあります。岐阜県の障がい者プラン計画書にはこの言葉が記載されておりますが、国の障害者基本計画なので岐阜県においても「障害の有無に関わらず可能な限り共に受けられる」と追加記述すべきではありませんか？	第2次教育ビジョンの基本目標1(2)特別支援教育の充実の中で、基本方針として、「インクルーシブ教育システム」の構築を目指すとしております。この「インクルーシブ教育」が障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに学ぶ教育を意味しております。 今後も、共生社会の実現を目指して、「インクルーシブ教育システム」の構築を推進してまいります。 ご意見を踏まえ記載を修正させていただきます。
20	p58 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備 [今後の取組み] 【教員の専門性の向上】	資料(第九次提言と内閣府作成障害者基本計画(第4次))によりますと、特別支援学校教諭等免許状の保有について特別支援学校は必須化(100%)で、特別支援学級の担当教師についても、現状の2倍程度を目指し保有率の大幅な向上を図ると記載されております。岐阜県としても教員の専門性の向上を目指す観点から、「特別支援学校教諭等免許状の保有率向上」について追加記載すべきだと思います。	特別支援学校教諭等免許状の保有率向上のための取組として、免許状取得に必要な単位を最短1年で修得できる「免許法認定講習」を毎年開催しております。今後も継続して講習を実施し、特別支援学校の教員へ免許状取得の啓発を行うことで、専門性の向上を目指してまいります。
21	p55- 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備	資料(第2次 岐阜県幼児教育アクションプラン)によりますと、幼児教育における特別支援教育の体制整備や教員や保育士の資質及び専門性の向上や子育て支援ネットワークの確立などが取組として記載されております。 同じ岐阜県の計画書なので関連性として幼児教育における特別支援教育についても追加記載すべきだと思います。	第2次岐阜県幼児教育アクションプランについて追加記載します。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
22	<p>p62- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進</p>	<p>(追加事項) ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介。職場適応指導等を実施する。 (理由) ①資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))に追加事項の一文が記載されている。県としても国が作成した同計画書は勘案しなければならないため ②障害者の就労支援先の開拓・職場定着のための相談窓口(職場適応指導)が必要なためその役割を各地域にあるハローワークに担ってもらう方がよい。</p>	<p>県では、国機関である岐阜労働局、ハローワーク等と連携し、p64に記載のとおり、障がい者の特性と能力に合ったより多くの職場実習先や就職先の開拓・確保を行うとともに、短期の職場実習を実施し、障がい者及び事業所双方の理解を深め、就職の促進を図ります。ご意見を踏まえ、国の関係機関との連携について追記させていただきます。</p>
23	<p>p62 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]③</p>	<p>(追加事項) あわせて障害者雇用に関するノウハウの提供などに努める (理由) ①各種制度の普及・啓発をしても企業側としては障がい者の特性やどのように活用してよいか理解できず、雇用期間が長続きしないことからこそ新サービス「定着支援」が創設されたため。 ②資料(内閣府作成障害者基本計画(第4次))によりますと、(追加事項)で一文が記載している。県としても国が作成した同計画書を勘案しなければならないため。</p>	<p>県では、p63に記載のとおり、障がい者雇用企業支援センターを設置し、障がい者雇用に関するノウハウの提供などを含め、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。現行記載に含まれているため、追加しません。</p>
24	<p>p62- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]</p>	<p>各市町村が設置している自立支援協議会を通じて保健・医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、専門部会で就労部門を設置するなどして課題について活発な議論をすることや地域の就労機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。 と追加記載した方がよいと思います。</p>	<p>市町村の協議会については、その取組状況に格差があり、低調な運営になっている状況もあることから、その活性化に取り組むこととしております(p39「4 身近な相談支援体制の確立」)。その中で、協議会において就労支援ができる体制も整えていくこととしております。</p>
25	<p>p62- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]</p>	<p>(追加事項) 特例子会社制度を活用し、引き続き、障がい者の職場の拡大及び職場環境の整備を図る～ と追加記述した方がよいのではないかと追加記述した方がよいのではないかと。 (理由) ①資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))では「特例子会社制度」について記載されている。 ②岐阜県の障害者計画では「特例子会社制度」は記載されておらず、障がい者雇用においては有効な手段の一つであるため。</p>	<p>県では、p63に記載のとおり、障がい者雇用企業支援センターを設置し、「特例子会社制度の活用」他企業へのコンサルティング等、障がい者雇用に関し総合的な企業支援を行います。企業支援に「特例子会社制度の活用」も含むため、追加しません。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
26	p62- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]	(追加事項) 一般企業への就労につなげることを目的として、地方公共団体に おいて知的障がい者を雇用し、1から3年の業務を経験するチャ レンジ雇用を実施する (理由) ①資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))に記載されてお り、国の計画書なので県としても勘案する必要があるから ②同様の制度で関市では「障がい者ジョブアシスト「わくわく」」を 実施しており、他の県内各地に普及させて知的障がい者雇用啓発活 性化のために。	県では、p63に記載のとおり、県庁内での障がい者就労支援オ フィス「かがやきオフィスぎふ」の設置、現地機関での就労の場の確 保など、県の各機関での障がい者雇用を実施しています。地方公 共団体への指導は、国機関の労働局、ハローワーク等が実施して いるため、県の取組みとしては追加しません。
27	p62- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]	(追加事項) 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者につ いては、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支 援により職場定着を推進する (理由) ①資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))に記載されてい る。県としても国の指針を勘案していく必要があるため。 ②雇用促進だけでなく「職場定着」が今後必要となるため、身近な 事業所の役割が重大なため。	就労定着支援については、「第5章 国の基本指針に則して定め る「第5期障害福祉計画」」において、県の数値目標として、「就労 定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上(厚生労 働省の定める指針と同じ率)とする」ことを記載しております。
28	p65- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]⑳	農業分野における障がい者雇用の拡大(農福連携)は国の施策 でも重点施策としてされているが、農福連携についてたった一文だ けの紹介では岐阜県は軽視しすぎだと思わざるを得ない。もう少し 詳しく以下のように文章を追加して取組内容の説明をすべきではな いのか。 「岐阜県障がい者農業参入チャレンジセンターを活用して生産者 と福祉事業所とのマッチングをして推進していく」	岐阜県障がい者農業参入チャレンジセンターによる生産者と福祉 事業所のマッチングについては、福祉的就労の充実を目的としてい ることからp66に記載しています。
29	p62- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就 労拡大の推進 [今後の取組み]	新子どもかがやきプランによりますと県立特別支援学校の就労支 援で高等特別支援学校(総合産業科)と特別支援学校高等部で障 がい者就労支援を見比べた時、後者の取組がかなり見劣りして両 者に開きがあります。 すべての取組みを実施することはできなくても特別支援学校高等 部でも「就労支援ネットワーク会議」設置や「就労支援コーディネ ーターを担う進路指導専任職員を配置するとかできないのか？ 特別支援学校高等部においての障がい者就労支援に対する県 の取組内容を説明してほしい。	岐阜清流高等特別支援学校では、就労支援コーディネーターや 進路指導専任職員の配置、就労支援ネットワーク会議を設置して 就労支援を強化しています。また、就労支援のセンター的な役割を 持ち、特別支援学校高等部についても支援を行っていきます。 現在、特別支援学校高等部では、生徒一人一人に合わせた支援 を行うため、企業内作業実習、就労支援ネットワーク会議を行って います。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
30	p55 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める 支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備	資料(第九次提言)によりますと、ICT機器の活用等による適切な支援の推進とあります。 よって学校環境におけるICT機器の普及と活用を追加記載すべきだと思います。	各学校においては、「合理的配慮の提供」において、ICT機器の活用を行っている学校もあります。また、各市町村や特別支援学校等においては、タブレットを使用した授業に積極的に取り組んでいただいております。 今後は更に、発達障がい等の障がいのある児童生徒に対して、個々のニーズに応じたICTの有効活用がなされるよう、研究及び啓発をしてまいります。 ご意見を踏まえ記載を追加させていただきます。
31	p59 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める 支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備 [今後の取組み]④	「働きたい！ 応援団ぎふ」登録企業を拡大したいと記述されておりますが、登録条件が緩すぎて登録する活動だけして、その後は全く活動していない企業もあるのではないのですか？ それでは真に職業教育を推進することはできません。登録条件を厳しくするか、その後のフォローアップで活動が見られない企業の登録を削除するとかしなければいけないと思います。 つまり「働きたい！ 応援団ぎふ」の登録条件を見直した方がよいと考えます。	「働きたい！ 応援団 ぎふ」登録企業の拡大は、障がい者の雇用等に理解をもらう良い機会となっており、今後も拡大する中で、理解啓発を促していく予定です。 登録企業と学校との連携を強化し、職業教育を推進していく必要があると考えています。そのため、登録だけとなっている企業に対しては、「働きたい！ 応援団 ぎふ」レポートを送付して、連携協力を依頼したところです。今後、働きたい応援団登録企業と学校ごとのネットワーク強化に向けた取り組みを行っていく予定です。
32	p65 p140 第4章 分野別施策 Ⅱ 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (2)福祉的就労の充実	B型事業所の平均工賃がH27で13,166円、H28が13,294円と紹介されているが、第2期工賃向上計画によりますとH29の目標工賃を月額20,000円と設定しているが、遠く目標に達していない。目標を立てた以上、その数値に出来るだけ近づける努力義務が必要になってくるが、B型事業所の工賃向上についてはただ計画を立てただけで実効性が伴っていないことは明らかである。 P66の今後の取組についても前回の障がい者プランの焼まわしのような取組では到底H32でも平均目標工賃20,000円達成は難しい。 今後の取組として以下のことを追加記載したほうがよい。 ①県内の5圏域ごとに、事業所間の情報交換を目的としたネットワーク会議を活用して、就労支援事業所への発注に前向きな企業との意見交換を実施しネットワーク構築を促していく。 ②市町村の福祉と商工部門で地元企業の情報提供やマッチング・優先調達の促進に努める。 ③資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))より、共同受注化の推進があり県主体のセルフ支援センターだけでなく、市町村でも共同受注窓口(システム)ができるようネットワーク構築を支援していく。 (理由) ①と②は岐阜県議会でご答弁されている発言であり、実施する義務があり計画に記載すべき ③は国がB型事業所の工賃向上策として「共同受注化」を促しているため	①のご提案については、ご意見を踏まえ記載させていただきます。 ②のご提案については、ご意見を踏まえ記載させていただきます。 ③のご提案について、市町村が自ら必要として共同受注窓口を設ける場合には、受注拡大に向けた取組の推進として支援を行うため、p66「今後の取組み」⑥に内包されています。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
33	p65- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 1 雇用・就労の促進 (2)福祉的就労の充実	A型事業所に関しては2017年4月に改正した指定障害福祉サービス等基準に基づき、事業所が生産活動により得た収入から必要経費を控除した額を利用者に支払う賃金の総額以上の額とすることなどとした取り扱いを徹底するとともに、障がい者の賃金向上を図る とあるので国の制度が変更されているので岐阜県と同計画書にも追加記載で反映すべきであるし、内閣府作成の障害者基本計画(第4次)にも同様の記載があります。国の計画書なので県としても反映させるべきです。	A型事業所についても、収益性の高い事業の確保、生産活動の向上、収支の改善を図り、賃金水準を高めるよう指導することを追記します。
34	p69 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 4 障がい者スポーツ、 芸術文化活動等の充実 (1)障がい者スポーツ の振興 [今後の取組み]⑦	県下全域でスポーツ教室を開催するとともに記載されておりますが、市町村によっては障がい者スポーツを実施していない自治体もあります。障がい者スポーツを普及促進するためには「市町村に障がい者スポーツの取り組みを促進する」と計画書に追記記載すべきではないですか？	各市町村の財政状況等により、障がい者スポーツを実施していない市町村もありますが、県では、特別支援学校や障がい者施設等の希望に応じて県内各地を巡回する派遣型のスポーツ教室を実施しており、県下全域での障がい者スポーツの促進に取り組んでおります。
35	p69 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 4 障がい者スポーツ、 芸術文化活動等の充実 (1)障がい者スポーツ の振興 [今後の取組み]⑩	(修正) 特別支援学校の体育施設の優先利用など →特別支援学校を拠点とした総合型スポーツクラブ型の創設等、 地域社会のハブ(交流拠点)化」 (理由) ①Specialプロジェクト2020に記載されているため ②資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))にも特別支援学校がスポーツ・文化・教育で地域の共生社会の拠点づくりを推進すると記載されている。 つまり2020年東京五輪を控え、国の国策として強く示されているため県としても勘案しなければならない。「優先利用」という言葉では国が示した「地域拠点化」とは程遠い表現である。	総合型地域スポーツクラブの運営は会員の会費により賄われており、会員の確保には魅力的なプログラムが必要です。クラブを創設したものの地域ニーズを把握したプログラムの提供ができないと会員が集まらず運営に苦慮します。 県は既存クラブが実施する障がい者を受け入れたプログラムの成功例を他クラブに情報共有することで、障がい者がスポーツを実施する機会の推進を図っています。 これを参考に、既存クラブが特別支援学校の体育施設の優先利用をする事で活動拠点化につながればと考えます。
36	p68- 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める 支援の充実 4 障がい者スポーツ、 芸術文化活動等の充実 (1)障がい者スポーツ の振興	心のバリアフリー化の取組として障害のある子供と障害のない子供と一緒に障害者スポーツを行うなどして障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を推進しております。 障がい者スポーツの振興をするのであれば、幼少からの経験が必要で、特別支援学校だけでなく特別支援学級にも取組を広げて「交流及び共同学習」によって障がい者スポーツを振興していくと追加明記したほうがよいです。	現在、実際に、特別支援学校生と特別支援学級生との交流及び共同学習の中で、スポーツを行っている学校もあります。 今後も、交流及び共同学習の交流会等で、スポーツ交流について、紹介するなど、実態に応じた実践ができるように啓発してまいります。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
37	p68- 第4章 分野別施策Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 4 障がい者スポーツ、芸術文化活動等の充実 (1)障がい者スポーツ	障がい者スポーツを振興していくためには障がい者スポーツを指導する人材育成が大切ですが、(今後の取組)に障がい者スポーツを指導する人材育成が明記されておられません。よってこの部分を追加記載すべきだと思います。	指導者の育成については、【障がい者スポーツを支える環境整備】の⑨に記載しております。
38	p72- 第4章 分野別施策Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実 1 障がい者の地域生活支援	障がい者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助が導入されますが、関連ページに「自立生活援助」に対する記述がされていないのは、法律の整合性と合わせてもおかしくありませんか？ また内閣府作成 障害者基本計画(第4次)も「自立生活援助」についての記述はあります。法律や国の計画書に明記されておりますので、県としても勘案する必要があるのでは「自立生活援助」に対する県の取組を追加記載すべきです。	障がい者が地域で生活するために利用する個別のサービスについては、本文中に逐一明示しておりませんが、障がい者の地域生活を支援する取組の中に、自立生活援助サービスの利用促進も含まれております。 なお、「第5章 国の基本指針に則して定める「第5期障害福祉計画」において、サービスの見込量を掲げております。
39	p74 第4章 分野別施策Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実 1 障がい者の地域生活支援 (1)親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援 [今後の取組み]⑪	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))によりますと、多様な形態のグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図るとあります。 よって「重度障害者にも対応したグループホームの整備を促進する」と追加記載すべきです。	障がい者の地域移行を推進するに当たり、調査により重度の障がい者の入所需要を把握したうえで、必要な入所施設や地域の受け皿(グループホーム)の整備を促進します。グループホームの整備に当たっては、施設や医療機関からの移行とともに、在宅からの移行に対応する観点からも整備を進めることとしており(p72)、ここに重度障がい者への対応も含まれております。
40	p72- 第4章 分野別施策Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実 1 障がい者の地域生活支援	グループホームの建設をする問題点としては以下があります。 ①地域住民の理解②建設費用③介護人材(管理人)の確保 このうち①については今後の取組で記載されておりますが、②と③については記載されておられません。②については国庫補助金があるので活用と明記した方がよいでしょうし、③についても何かしらの記述を追加記載すべきだと思います。	②について、県では、グループホームの整備にあたり国の補助制度を活用することを優先に支援を行っております。ご意見の内容については、プランに盛り込んでまいります。 ③については、グループホーム従事者も含めた福祉人材の確保対策として、「8 福祉人材の確保支援と育成」に記載しております。
41	p55- 第4章 分野別施策Ⅱ 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))や平成29年4月に当時の文部科学大臣が「特別支援教育の生涯学習化に向けて」大臣メッセージをしました。今後この施策に基づいて政策がおこなわれてきます。例えば「地域を創生する地域学校協働活動を、特別支援学校等を含めて全国的に推進するそうです。 国策となっておりますので県としても勘案しなければいけないので、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」について追加記載すべきです。	「特別支援教育の生涯学習化」については、特別支援教育に限らず、関係部局間との連携が必要であり、そのための体制整備を進めていきます。 ご意見を踏まえ記載を追加させていただきます。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
42	p24 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる 社会環境づくり 1 障がい者の人権尊 重と心のバリアフリー の推進	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))によりますと、都道府県労働局及びハローワークにおいて雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合法的配慮の提供に係る相談・通報などがあった場合は、必要に応じて指導を行うと書かれております。 よって「企業に対する障害者差別解消法の周知について」を追加記載すべきと考えます。	県では、雇用分野における「障害者に対する差別の禁止及び合法的配慮の提供に係る相談・通報」などがあった場合は、障害者雇用促進法に基づき対応することとされている岐阜労働局担当課等を案内しています。国機関である労働局及びハローワークが実施しているため、県の取組みとしては追加しません。
43	p72- p74 第4章 分野別施策 Ⅲ 日常生活を支える 福祉の充実 1 障がい者の地域生 活支援 (1)親亡き後の住まい の場の確保と地域移 行支援 [今後の取組み]⑫	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))によりますと、公営住宅に対しても既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公営賃貸住宅の供給を推進するとあります。 つまり県営だけでなく市町村が管理している公営も対象となりますので、「県営」という表現を変えた方がよいと思います。	県の取組みについて記載したため「県営住宅」と表現していますが、市町村営住宅においても同様の対応が図られるよう、市町村と協力・連携していくことを追記します。
44	p72- p74 第4章 分野別施策 Ⅲ 日常生活を支える 福祉の充実 1 障がい者の地域生 活支援 (1)親亡き後の住まい の場の確保と地域移 行支援 [今後の取組み]⑮	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))によりますと、民間賃貸住宅や空家を活用した障害者の住宅確保、要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たなセーフティネット制度を創設し、居住支援協議会等の居住支援活動などへの支援を実施するとあります。 岐阜県の障害者計画ではp74の⑮になるのでしょうか？ もしそうであれば「セーフティネット制度」という表現を使って詳しく記載した方がよいと考えます。	貴見のとおりp74の⑮については、新たなセーフティネット制度に関する記載です。 ご意見を踏まえ記載を修正させていただきます。
45	p84 第4章 分野別施策 Ⅳ質の高い保健・医療 提供体制の整備 2 障がい児者に対す る医療と福祉の連携に よる支援の充実 (3)発達障がい児者支 援の充実 [今後の取組み]②	家族支援体制の構築としてはペアレントメンターやペアレントプログラムの普及がありますが、一宮市では自立支援協議会発達支援部会で同業務をしています。岐阜県においては県が主体ですが、各市町村で家族支援体制を構築していくために市町村職員を対象とした講習会やペアレントメンター・ペアレントプログラムの普及促進をすると追加記載すべきだと考えます。	岐阜県では県発達障害者支援センターにおいて、家族支援事業としてペアレントメンターの養成及び活用促進やペアレントトレーニングの指導者養成を実施しており、ご意見のとおり市町村を対象に普及促進する旨追記します。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
46	p84- 第4章 分野別施策 IV質の高い保健・医療 提供体制の整備 2 障がい児者に対する 医療と福祉の連携に よる支援の充実 (3)発達障がい児者支 援の充実 [今後の取組み]	資料(内閣府作成 障害者基本計画(第4次))によりますと、発達 障害者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事 業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピ アサポートを推進する とありますので追加記載すべきだと考えま す。	岐阜県では県発達障害者支援センターにおいて、発達障がい児 者及びその家族に対するピアサポートに関する取組みを始めてお り、ご意見のとおりピアサポートの推進に関する今後の取組みを追 記します。
47	p124 第6章 国の基本指針 に即して定める「第1期 障害児福祉計画 3 障害児通所支援等 の見込量と確保策等 ①障害児通所支援 ウ 見込量確保と質の 向上のための方策	質の向上を目指すために放課後等ディサービスガイドラインが今 年4月に厳格化されましたが、同ガイドラインの内容を勘案しま すと、事業所だけでなく利用者の意識変化が必要なこと、各団体との 連携が重要視されてきます。連携がとれなければ質の向上を図る のは難しいと思います。 よって「～質の向上を図るために関連する各団体・事業所と連携 を図ります」と追加記載すべきです。	「放課後等ディサービスガイドライン」の周知徹底、発達障がい に関する研修の実施に加えて、関係団体・事業所との連携促進を 追記します。
48	p86- 第4章 分野別施策 IV質の高い保健・医療 提供体制の整備 2 障がい児者に対する 医療と福祉の連携に よる支援の充実 (4)重度障がい・医療 的ケア児者支援の充 実	重度障がい・医療的ケア児についてはとくに大事なのは在宅医療 体制だと思います。つまり高齢者のように在宅で訪問してくれる訪 問診療(小児科)・歯科・訪問看護体制をしてくれる医院を増やすこ とが大切だと思います。 よって今後の取組に以上の内容を追加記載すべきだともいま す。	訪問診療・訪問歯科診療・訪問看護ができる医療機関における重 度障がい児者の受入れにあたっては、医療的ケアに対応できる人 材の育成や多職種連携による支援が必要であると認識しており、 医師や歯科医師、看護師等を対象とした各種人材育成事業や小児 在宅医療に関する研究会等を通じて、医療的ケアに対応できる医 療機関等の受け皿確保に取り組んでいくこととしております。 ご意見を踏まえ記載を追加させていただきます。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
49	<p>p86- 第4章 分野別施策 IV質の高い保健・医療提供体制の整備 2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実 (4)重度障がい・医療的ケア児者支援の充実</p>	<p>保護者として心配しているのは我が子を学校に通わせたいでしょうか。でも学校で看護師をつけてくれなければ親が面倒をみることになり負担が大きい。 政府は毎年ごとに医療的ケアのための看護師配置の枠を広げています。医療的ケア児が特別支援学校や地域の学校へ通えるために今後の取組として追加事項した方がよいと考えます。</p>	<p>現在、特別支援学校においては、医療的ケアの必要な児童生徒に対して、安心安全な学校生活を送れるように、また可能な限り保護者の負担が軽減できるよう看護講師を配置しております。 また小・中学校においては、状況に応じて、それぞれの市町村で対応しております。</p>
50	<p>p124 第6章 国の基本指針に即して定める「第1期障害児福祉計画 3 障害児通所支援等の見込量と確保策等 ①障害児通所支援 ウ 見込量確保と質の向上のための方策</p>	<p>児童発達支援ガイドラインが策定中であり、今後放課後等サービスのように質の向上が求められることから「児童発達支援ガイドライン」について追加記載した方がよいのではないかと。</p>	<p>平成29年7月に国から出された「児童発達支援ガイドライン」についても記載し、周知を図ってまいります。</p>
51	<p>第4章 分野別施策 Ⅲ日常生活を支える福祉の充実 1. 障がい者の地域生活支援 IV質の高い保健・医療提供体制の整備 2. 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実</p>	<p>我が家には、特別支援学校に通う高等部一年生の息子がいます。脳性麻痺で身体と知的の障がいがあり何をすることも一人ではできず介助を必要とする生活を送っています。 高等部になり卒業後の事を考えていかなければいけない時期にきましたが、地域や通える範囲で生活介護の施設があっても重症心身障害児者が入れる所はなかなかなく、あったとしても卒業の時に空きがあるかどうか分からない状況です。 また、卒業後に通える施設がなく親たちも年老いていく中で在宅で見なければいけなくなるのではないかと不安を感じている保護者の方も多くみえます。 今後、通える範囲の地域で重症心身障害児者も安心して通えるような病院やリハビリなど連携できる場所に施設を増やしていただけることを切に願います。</p>	<p>重度の障がいをお持ちの方を含め、どのような障がいをお持ちの方であっても住み慣れた地域において安心して生活できるよう、ニーズに応じたサービスの確保を促進することにしており、第5章において、その見込量を記載していることとです。 また、重度の障がいをお持ちの方の地域生活を支えるために、サービスの確保に加え、身近な所で相談支援ができる体制の確立(p37「Ⅰ-4身近な相談支援体制の確立」)や、万一の際のバックアップを円滑にできる態勢(p72「Ⅲ-1障がい者の地域生活支援」)の整備を進めるなど、総合的な支援を進めてまいります。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
52	<p>p27 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 2福祉を支える地域社会の構築 (1)地域での支え合い活動の発展支援</p>	<p>小児の在宅医療への対応及び地域参加交流も見据えて周産期や小児医療の進展現場の尽力により小児の死亡率が減少する一方、障害や慢性疾患を伴い、長期の療養を必要とする子どもたちが増えています。人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、全国に17,000人いると推計されています。NICU等を退院し、自宅で療養するケースも増えていますが、医療的ケア児とその家族を取り巻く環境は非常に厳しく、支援は十分ではありません。子育ては、夜も昼もなく無我夢中で過ぎていく先の見えない不安の中で、毎日の積み重ねていくことが、大いなる成果であることは言うまでもありません。</p> <p>近年医学の進歩により救命が可能となり、在宅での子供たちへの様々な支援がされ医療保険ばかりでなく福祉系援助の負担が公的な助成を得て、活発に行われています。</p> <p>この子供達が地域の人々と共に成長していく過程をどの時点から支えていくか、地域で家族と子供を見守り、成長に応じた支援・交流を導入していくコーディネーター機能の充実が欠かせません。そして時を移さず、就園前・幼稚園・就学・地域交流活動・社会参加・就労・等々それぞれの学習自立に向けて、きめ細かく交流できる機会のタイムスケジュール、プランニング、が近必須の課題として課せられることを予見(施策と)しなければなりません。</p> <p>このようなコーディネート役は、個別ケースへの支援のためのネットワークづくりなど、患者の状態像、医療的ケア、福祉サービスのいづれにも精通し、個別ケースについて相談支援できる専門性を求められます。この様な機能を担う楽割として、在宅医療ケア児支援管理者(仮称)・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者などの医療福祉ソーシャルワーカーを配置することの検討も必要です。</p> <p>医療的ケア児支援には多様なニーズへのきめ細かな対応が必要であり、地域住民の生活に密着した長期にわたる(オーバーエイジの問題)対策も考慮されなければなりません。</p> <p>ハンディキャップを持ちながらも、将来に立ち向かって生きていく子どもたちが、健全な子どもや地域の人々とともに成長していくノーマライゼーションを成立させることが重要です。小児の在宅医療においても、地域包括ケアシステムとして地域での特性を生かしていくことが求められています。(p30②)に子供を主役として記載してください。</p>	<p>障がい児とその家族を地域で支え、成長に応じた支援を受けるための体制を整備していくことは、大変重要と考えております。</p> <p>とりわけ、人工呼吸器や経管栄養など、医療的ケアを必要とする重度の障がい児者及びそのご家族が地域で安心して生活を送るには、専門的な医療とともに子どもの成長発達に応じた福祉サービスが必要とされています。こうした方々への支援は、医療と福祉分野それぞれの専門的な知識やスキルが必要であるとともに、支援にあたっては、それぞれの分野を一定程度理解することが必要であるため、ご指摘のとおり、支援の担い手が不足し、医療と福祉の狭間で、保護者が介護の合間にサービス等の調整役を担っているのが現状です。</p> <p>そこで、県では日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者が地域で安心して暮らしていけるよう支援を総合調整する者(コーディネーター)を育成するため、相談支援専門員等を対象に、重度障がいや医療的ケアに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を今年度から新たに立上げ、人材育成を進めることとしました。</p> <p>こうした人材育成事業をはじめ、今後も、医療的ケアを必要とする重度障がい児者の在宅生活を地域全体で支える環境づくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>また、p37に記載のとおり、医療的ケア児に限らず、地域の障がい児やその家族が抱える様々な問題については「相談支援事業者」が個々の相談に応じるとともに、地域の障がい者支援に関するネットワークづくりの核となっています。県では、地域のネットワークづくりを推進するため、基幹相談支援センターの設定を促進するとともに、そのための人材(主任相談支援専門員(仮称)を含む)の養成を推進します。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
53	p29 第4章 分野別施策 IV 質の高い保健・医療提供体制の整備 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実 (1)各種健診の受診勧奨や保健指導、心の健康づくりの推進	妊婦健診から母子手帳交付時からの保健師による家庭訪問を通じてのきめの細かい安心妊婦指導などで、家族との交流を通じて、育児における、ネグレクトやうつ予防が大切です。	県においては、妊娠届出書(県下統一様式)を活用した取組み(市町村における面接実施・医療機関と市町村の連携体制の整備等)や、母と子の健康サポート事業による支援対象者の早期把握・継続支援体制を整備し、関係機関との連携のもと、妊娠期からの継続した支援を強化しています。 ご意見をいただきました内容については、非常に重要な事項と認識しており、記載を追加させていただきますとともに、今後も市町村と協働し妊娠期からの子育て期の切れ目のない支援体制整備に取り組んでまいります。
54	p72 第4章 分野別施策 III 日常生活を支える福祉の充実 1 障がい者の地域生活支援 (1)親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援	高校卒業後の医療的ケア度の高い生活介護者の施設がなく、デイケアのような施設を望まれています。	医療的ケアの必要な障がいをお持ちの方を含め、どのような障がいをお持ちの方であっても住み慣れた地域において安心して生活できるよう、ニーズに応じたサービスの確保を促進することにしており、第5章において、その見込量を記載しているところです。 また、医療的ケアの必要な障がいをお持ちの方の地域生活を支えるために、サービスの確保に加え、身近な所で相談支援ができる体制の確立(P37「I-4身近な相談支援体制の確立」)や、万一の際のバックアップを円滑にできる態勢(P72「III-1障がい者の地域生活支援」)の整備を進めるなど、総合的な支援を進めてまいります。
55	p55 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める支援の充実 1 教育の充実 (1)特別支援教育を支える環境の整備	平成29年3月に策定された「新子どもかがやきプラン」に沿って、3つの重点政策を着実に進めていただきたい。	ご指摘のとおり、各年度ごとにアクションプランを示しながら、着実に進めてまいります。
56	p63 第4章 分野別施策 II 社会参加を進める支援の充実 1 雇用・就労の促進 (1)障がい者の一般就労拡大の推進	特別支援学校と関係機関が連携し、一般就労については成果が上がってきた。しかしまだ法定雇用率には達していないので更なる連携や工夫を望む。	知的障がい軽度である生徒が学ぶ高等特別支援学校では、企業就労のための支援体制を強化、就労に向けた専門的な職業教育の充実を図りながら、就労支援を行っていきます。また、既存の特別支援学校では、知的障がいの程度が中重度である生徒に向けての職業教育の充実を図って行きます。